

第12号議案

平成26年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	42,563,052キロワット時
(2) 供給電力料金	468,361,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		501,719千円
第1項	営業	収益		468,645千円
第2項	財務	収益		974千円
第3項	事業外	収益		32,100千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		581,017千円
第1項	営業	費用		478,730千円
第2項	財務	費用		6,323千円
第3項	事業外	費用		15,289千円

第 4 項	特 別 損 失	79,675千円
第 5 項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 139,970千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 5,324千円及び過年度分損益勘定留保資金 134,646千円で補填するものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	139,971千円
第 1 項	建 設 改 良 費	71,850千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	67,121千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	180,286千円
-----------	-----------

平成26年2月7日提出

京都府知事 山 田 啓 二